

新潟市給与条例附則第第35項等に規定する定年の引上げに伴う給与の特例措置に関する規則をここに公布する。

令和5年 1月 20日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第 16 号

新潟市給与条例附則第第35項等に規定する定年の引上げに伴う給与の特例措置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市給与条例（昭和32年新潟市条例第60号。以下「給与条例」という。）附則第第35項及び第37項並びに新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号。以下「教育職員給与条例」という。）附則第24項及び第26項の規定に基づき、定年の引上げに伴う給与の特例措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第1項に規定する管理監督職をいう。
- (2) 異動期間 第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）をいう。
- (3) 特例任用後降任等職員 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、給与条例附則第第35項又は教育職員給与条例附則第24項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第1項特例任用職員（法第28条の5第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第3項特例任用職員（同条第3項又は第

4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。) であったものをいう。

(4) 特定日 給与条例附則第33項又は教育職員給与条例附則第22項に規定する特定日をいう。

(5) 降格 新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成19年人事委員会規則第29号。以下「初任給規則」という。）第2条第3号に規定する降格のうち、法第28条の2第1項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。

(6) 初任給基準異動 給与条例第4条第1項又は教育職員給与条例第4条第1項に規定する俸給表（以下「俸給表」という。）の適用を異にしない初任給規則別表第6に定める初任給基準表（第6条において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。

(7) 俸給表異動 俸給表の適用を異にする異動をいう。

(8) 降給 職員の号俸を同一の職務の級の下位の号俸に変更することをいう。

(9) 上限額 給与条例第4条第4項又は教育職員給与条例第4条第3項の規定により職員が属する職務の級における最高の号俸の俸給月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項又は第17条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあっては、当該俸給月額に新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟市条例第2号。以下この号において「勤務時間条例」という。）第2条第2項（新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成28年新潟市条例第58号）第3条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項（教育職員勤務時間条例第3条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））をいう。

(10) その者の号俸等 当該職員に適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸をいう。

(給与条例附則第35項等の人事委員会規則で定める職員)

第3条 納入条例附則第35項又は教育職員給与条例附則第24項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げる職員

ア 異動日以後に初任給基準異動をした職員

イ 異動日から特定日までの間に降格又は降給をした職員

ウ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

(2) 異動日の前日から特定日までの間の俸給表の俸給月額が増額改定又は減額改定（俸給月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けている俸給月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員

（他の職への降任等をされた職員に対する給与条例附則第37項等の規定による俸給の支給）

第4条 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であって、異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第33項又は教育職員給与条例附則第22項の規定により当該職員が受けれる俸給月額（特定日後に第1号又は第3号に掲げる職員となったものにあっては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に給与条例附則第33項又は教育職員給与条例附則第22項の規定により当該職員が受けこととなる俸給月額に相当する額。以下この項において「特定日俸給月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額

(第3号アに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを10円に切り上げた額。以下この条において「第4条基礎月額」月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第3項の規定の適用を受ける職員を除く。)を除く。)には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を、給与条例附則第37項又は教育職員給与条例附則第26項の規定による俸給として支給する。

(1) 異動日以後に俸給表異動又は初任給基準異動(以下「俸給表異動等」という。)をした職員 異動日の前日に当該俸給表異動等があつたものとした場合(俸給表異動等が2回以上あった場合にあっては、同日にそれらの俸給表異動等が順次あつたものとした場合)に同日において当該職員が受けすこととなる俸給月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額

(2) 異動日から特定日までの間に降格又は降給をした職員 異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額から、当該降格又は降給をした日に当該降格又は降給がないものとした場合の同日のその者の号俸等に対応する俸給月額に相当する額と当該降格又は降給後のその者の号俸等に対応する俸給月額との差額(降格又は降給を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。) 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたと

きはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する俸給月額に100分の70を乗じて得た額

(4) 異動日の前日から特定日までの間の俸給表の俸給月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する特定日の俸給表の俸給月額欄に掲げる俸給月額に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第4条基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける俸給月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって同項第4号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第4条基礎俸給月額は、同項第1号から第3号までに規定する俸給月額について特定日の俸給表の俸給月額欄に掲げる俸給月額を用いて、算出するものとする。

(特例任用後降任等職員に対する給与条例附則第37項等の規定による俸給の支給)

第5条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日(法第28条の5第1項から第4項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。)の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第33項又は教育職員給与条例附則第22項の規定により当該職員が受ける俸給月額(以下この項において「異動日俸給月額」という。)が異動日の前日のその者の号俸等に対応する俸給月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する俸給月額に、これよりも多い俸給月額がある場合は、そのうち最も多い俸給月額に相当する額)に100分の70を乗じて得

た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第5条基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第1項第1号から第4号まで及び第3項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第5条基礎俸給月額と異動日俸給月額との差額に相当する額を、給与条例附則第37項又は教育職員給与条例附則第26項の規定による俸給として支給する。

2 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎俸給月額と異動日俸給月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける俸給月額との差額」とする。

第6条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第3項又は教育職員給与条例附則第22項の規定により当該職員が受ける俸給月額（異動日後に第1号又は第3号に掲げる職員となったものにあっては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に給与条例附則第33項又は教育職員給与条例附則第22項の規定により当該職員が受けこととなる俸給月額に相当する額。以下この項において「異動日俸給月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第6条基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎俸給月額と異動日俸給月額との差額に相当する額を、給与条例附則第37項又は教育職員給与条例附則第26項の規定による俸給として支給する。

(1) 仮定異動期間末日以後に俸給表異動等をした職員 仮定異動期間末日の前日に当該俸給表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該俸給表異動等後に適用されている俸給表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（俸給表異動等が2回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの俸給表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの俸給表異動等後に適用されている俸給表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号俸等に対応する俸給月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する俸給月額に、これよりも多い俸給月額があるときは、そのうち最も多い俸給月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

(2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格又は降給をした職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する俸給月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する俸給月額に、これよりも多い俸給月額がある場合は、そのうち最も多い俸給月額に相当する額）から、当該降格又は降給をした日に当該降格又は降給がないものとした場合の同日のその者の号俸等に対応する俸給月額に相当する額と当該降格又は降給後のその者の号俸等に対応する俸給月額との差額（降格又は降給を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する俸給月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する俸給月額に、これよりも多い俸給月額がある場合は、そのうち最も高い俸給月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額

に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する俸給月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する俸給月額に、これよりも多い俸給月額がある場合は、そのうち最も多い俸給月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

(4) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の俸給表の俸給月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する異動日の俸給表の俸給月額欄に掲げる俸給月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する異動日の俸給表の俸給月額欄に掲げる俸給月額に、これよりも多い俸給月額がある場合は、そのうち最も多い俸給月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎俸給月額と異動日俸給月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける俸給月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって、同項第4号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎俸給月額は、同項第1号から第3号までに規定する俸給月額について異動日の俸給表の俸給月額欄に掲げる俸給月額を用いて、算出するものとする。  
(この規則により難い場合の措置)

第7条 任命権者は、定年の引上げに伴う給与の特例措置に關し、この規則により難い場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第35項若しくは第37項又は教育職員給与条例附則第24項若しくは第26項の規定による俸給の支給に関し必要な事項は人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。